

## 建設コンサルタント業務等における低入札価格調査制度の改正について（お知らせ）

平成29年4月15日以降に入札公告又は入札執行通知を行う業務から、以下のとおり低入札価格調査制度の取扱いを改めることとしました。

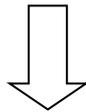
### 改正の目的及び内容

第三者照査を、より客観的な視点で実施してもらうために、同日の入札で、複数の案件の落札候補者となった者の第三者照査者として同一の者を指定することはできません。

・現在

（例）10月1日開札の案件

甲業務	落札候補者	A社	第三者照査者	B社
乙業務	落札候補者	A社	第三者照査者	B社
丙業務	落札候補者	C社	第三者照査者	D社



・改正後

（例）10月1日開札の案件

甲業務	落札候補者	A社	第三者照査者	B社
乙業務	落札候補者	A社	第三者照査者	E社
丙業務	落札候補者	C社	第三者照査者	D社